

様式－1

## 特記仕様書

工事番号	22-A37K
工事名	平成22年度 グリーンランドみずほグラウンドゴルフ場拡張工事
工事場所	京都府船井郡京丹波町 大朴 地内
工 期	契約日又は契約日の翌日 ~ 平成23年 2月28日

第1条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）平成22年4月」【京都府】（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」【建設省】及び「土木工事標準設計図集」【近畿地方建設局】によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

### 第1章 総則

#### （標示板の設置）

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

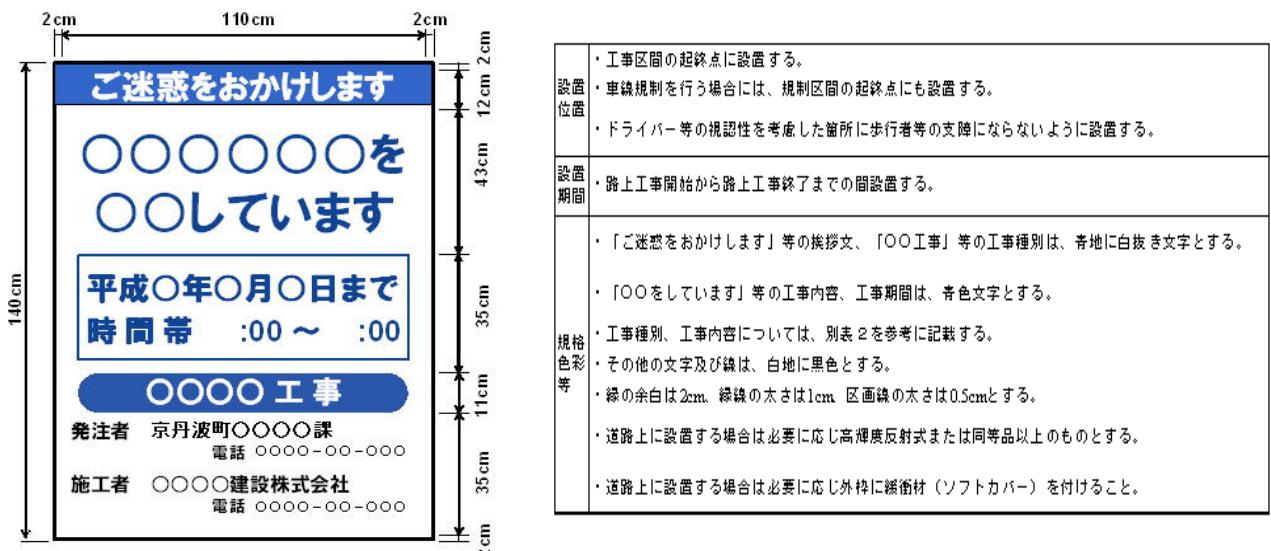
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：公園を改修しております。

工事種別：公園工事

#### （表示板の記載例）

##### [工事表示板]



記載例によりがたい場合は、監督員と協議すること。

## 第2章 工事現場発生品

### 2-1 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容		分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無		□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	■有 □無		□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	□有	■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	■有	□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	□有	■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他( )	□有	■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

#### 2 再資源化等をする施設の名称及び所在地

下表の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

受入施設 会社名	指定副産物	受入時間及び受入休止日	距離
共栄建設㈱	京丹波町水戸 コンクリート塊 アスファルト塊	受入時間：8時～17時 受入休止日：— 最大粒径：50cm以下	12.0 km
㈱宏誠	南丹市日吉町 コンクリート塊 アスファルト塊	受入時間：7時～19時 受入休止日：— 最大粒径：—	km

金下建設(株) 京丹波営業所	京丹波町実勢	アスファルト塊	受入時間：8時～17時 受入休止日：日曜日、祭日 最大粒径：40cm以下	km
-------------------	--------	---------	--	----

## 2-2 建設副産物の搬出

本工事の施工により発生する建設副産物は下表の場所に搬出するものとする。

受入条件は下表のとおりである。

また、搬出に先立ち、受入施設に指定副産物の受入条件等を確認し、適正に処理を行うこと。

当該内容の変更にあたっては、監督職員と協議するものとする。

指定副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	距離
建設発生 伐開木材 (根)	(株)宏誠 南丹市日吉町	受入休止日：— 受入時間：7時～19時		12.0km
金属くず	京丹波町内			6.6km

建設廃棄物を府外搬出する場合は、排出事業者（元請事業者）が自ら直接収集運搬する場合を除き、本府及び搬出先府県の収集運搬許可を取得している下請事業者に運搬収集を委託すること。

なお、次の場合は金額変更を伴う設計変更の対象とする。

- 1) 受入施設が受入量を超える等、処理不能状態となった場合
- 2) 発生した建設副産物の条件が、特記仕様書に明示されている条件と異なった場合
- 3) 処理業の不適正な行為を行政機関が確認した場合

## 第3章 督職員による検査（確認を含む）及び立会等

### 3-1 段階確認

請負者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
敷地造成工	造成盛土	客土搬入前の盛土状況
照明設備工	照明灯	照明器具、材料の材料検収
全工種共通	主要（重要）工種	不可視となる基準高等の確認

## 第4章 材料及び施工

### 4-1 再生材の利用について

本工事においては、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40(30)	路盤	

	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端工及び同込裏込材	
再生粒度調整碎石	RM-40(30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン 密粒度アスコン 細粒度アスコン	基層 表層 表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合の品質は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。

なお、河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。

- 3 再生クラッシャーラン（RC-40）を河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。

- 4 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

#### 4-2 品質証明書等

請負者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、その他の使用材料については、検査時に「使用材料一覧表」として提出しなければならない。

区分	確認材料名	摘要
コンクリート製品	コンクリート製品一般	JIS 製品以外
照明器具	照明器具製品	施工図を作成
暗渠管	暗渠管材料	

#### 4-3 建設発生土の利用

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用するほか、下表の工事からの建設発生土を使用する。当該建設発生土の運搬は下表工事の請負者が行うので、施工に際しては運搬場所・時期等について下表工事の請負者と十分に調整を図るものとする。

ただし、やむを得ない事情等により上記によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員とするものとし、設計変更の対象とする。

土量の確認方法については、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

なお、建設発生土を使用する場合は品質が適正なものであるか確認の上使用するものとする。

【土砂】

工事名	道路改良工事（未定：対象5工事）
搬入時期	平成22年11月上旬～平成22年11月下旬
搬入予定量	350m <sup>3</sup> （土砂）
工事場所	未定：対象5工事
発注者	京丹波町役場 土木建築課

【岩碎】

工事名	丹波綾部道路
搬入時期	平成22年10月下旬～平成22年11月中旬
搬入予定量	500m <sup>3</sup> （岩碎系）
工事場所	京丹波町中台
発注者	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所

#### 4-4 流用土の利用

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土によりがたい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

#### 4-5 採取土の利用

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用するほか、下表のからの採取土を使用する。

ただし、やむを得ない事情等により上記によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員とするものとし、設計変更の対象とする。

土量の確認方法については、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

なお、使用する搬入土は品質が適正なものであるか確認の上使用するものとする。

採取場所	京丹波町富田町所有地
搬入予定量	V = 170m <sup>3</sup> （耕土）
運搬距離	L = 10.0km
時期	工事着手～平成23年1月28日

#### 4-5 セメントコンクリート製品

本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集(案)[側溝・水路編]」(H12.3月近畿地建)（以下、「標準図集(案)」という。）によるものとし、使用に当たっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)を満足する側溝等の使用に当たっては、監督職員の承諾を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行わないものとする。

ただし、設計図書等は設計変更の対象とする。

――解説――

「標準図集(案)」に示す構造規格を満足する側溝等とは、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)で記載されている載荷条件・許容応力度の照査を満足した側溝等の製品をいい、「標準図集(案)」で規定している寸法規格に限定したものではない。

#### ※参考

近畿管内における「標準図集(案)」の構造規格を満足した側溝等の製品を収録したものとして、「コンクリート二次製品市場製品図集(側溝・水路編)」(H12.3月 製造者5団体代表経営調査委員会編集)がある。

## 第5章 施工管理

### 5-1 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表及び監督職員の指示により実施するものとする。

工種	種別	試験項目	試験頻度

### 5-2 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるとする。

## 第6章 工事中の安全確保

### 6-1 安全に関する研修・訓練等の実施)

請負者は、土木工事共通仕様書(案)の1-1-34「工事中の安全確保」の10から12に規定する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしづ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- 1 建設工事の請負契約に関すること
- 2 労働関係法令に関すること

#### <研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負契約書(第54条)(※除草等委託契約書(第25条))
- ・建設業法遵守ガイドライン(平成20年9月 国土交通省)
- ・建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月 建設省)
- ・新しい建設業法遵守の手引((財)建設業適正取引推進機構)

## 第7章 環境対策

### 7-1 環境等の保全

- 1 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材:「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械:「エネルギーの合理化に関する法律(省エネ法)」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

## 第8章 交通安全管理

### 8-1 安全施設類

1 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

2 交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署等と打ち合せの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員
土砂搬入地点	3名／日
(駐車場付近)	
合 計	3名

## 第9章 その他

### 9-1 準備費

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開(支障立木の伐木を含む)、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

### 9-2 地元対策

コンクリート打設等に伴うミキサー車及び残土処分等のダンプトラック等の工事関係車両の出入りについて、工事関係車両が走行する時には、地元車両を優先し、砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないよう徐行し、交通事故を発生させないこと。

また、土砂等で、路面が汚れたときには、直ぐに路面清掃を行うこと。

空缶・吸い殻等を捨てるゴミ箱を設置し施工現場周辺にごみ等捨てないこと。

### 9-3 施工内容の確認

本事務において施工するグラウンドゴルフ場及び周辺施設については、施設管理者であるグリーンランドみずほ(株)総支配人の確認を行い施工する。

### 9-4 工事書類の簡素化

別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く）、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届けの書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。

これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

別添「土木工事書類一覧表」

## 土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査			様式	備考
				提示	提出	電子納品		
契約関係	契約書							
	発注図面							
	特記仕様書							
	工事数量総括表							
	建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-49						提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	現場代理人等通知書	契約書第10条1項						
	請負代金内訳書	契約書第3条1項						
	工事工程表	契約書第3条1項						
	前払金請求書	契約書第34条1項						
	工事着手届							
完成検査及び引渡し	工事完成届	契約書第31条1項						
	工事目的物引渡書	契約書第31条4項						
	請求書	契約書第32条1項						
部分引渡し	(指定部分に係る)工事完成届	契約書第38条1項						
	(指定部分に係る)工事目的物引渡書	契約書第38条1項						
	(部分引渡しに係る)請求書	契約書第38条1項						
部分払い検査	工事出来高届	契約書第37条2項						
	工事出来高内訳書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28						
	出来高図、数量計算書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28						
	請求書	契約書第37条5項						
修補関係書類	補修(改造)命令書	契約書第31条6項						
	補修(改造)工事完成届	契約書第31条6項						
その他	部分使用承諾願(書)	契約書第33条1項						部分使用がある場合に提出する。
	工事延期願	契約書第18条～22条						工期延期が発生する場合に提出する。
工事着手前	工事カルテ受領書(CORINS)	共通仕様書1-1-7						
	施工計画書	共通仕様書1-1-6						軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。(工期や数量だけの変更等の場合)
	施工体制台帳	共通仕様書1-1-16						
	施工体系図	共通仕様書1-1-16						請負額3000万円以上(土木)の場合に提出する。
	設計図書の照査確認資料	共通仕様書1-1-3						契約書18条第1項1～5号に該当する事が有る無しに問わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-45						仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。
	工事測量結果(設計図書との照合)							設計図書との照合結果を監督職員に提出する。
工事中	工事打合簿(指示)							原本は発注者が保管。
	工事打合簿(協議、承諾)							ただし、紙のみの資料は無理な電子化を行わない。
	工事打合簿(提出、報告、通知、届出)	(メール)						ただし、紙のみの資料は無理な電子化を行わない。施工計画書の提出を除く
	再生資源利用促進計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	共通仕様書1-1-24						計画書は、施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書	共通仕様書1-1-24						自由区分の場合に提出する。計画書は、施工計画書に含め提出する。
	保管用地届出書	共通仕様書1-1-24						自ら産業廃棄物を保存する場合に該当する。
	運搬指示票	共通仕様書1-1-24						自ら産業廃棄物を保存する場合に該当する。
	処理委託契約書の写し	共通仕様書1-1-24						再生資源利用促進実施書と併せて提出する。
	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	共通仕様書1-1-24						産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。提出は不要。
	運搬管理表	共通仕様書1-1-40 5指第294号						
	関係官公庁協議資料	共通仕様書1-1-43						関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)
	近隣協議資料	共通仕様書1-1-43						近隣との協議が必要な場合に発注者にその都度報告する。工事打合簿の活用による。
	材料確認簿	(メール)						<b>メール活用のため様式の追加</b>
	材料品質証明資料(材料承諾願)	共通仕様書2-1						紙データの電子化は不要。
	段階確認書	共通仕様書1-1-25	(メール)					契約図書で規定された場合のみ対象。 監督員が確認していれば段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(請負者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) <b>メール活用のため様式の変更</b>
	確認・立会書	共通仕様書1-1-25	(メール)					<b>メール活用のため様式の追加</b>
	休日、夜間作業届	共通仕様書1-1-44	(メール)					メール等で受発注者が双方が事前に把握していれば不要。
	工事履行報告書	契約書第11条			○			月報報告。ただし、電子納品でない場合は紙による提出。

## 土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査			様式	備考
				提示	提出	電子納品		
安全管理	安全訓練報告書	共通仕様書1-1-34						実施計画は、施工計画書に記述する。報告書様式の追加
	安全訓練実施資料							
	工事事故報告書	共通仕様書1-1-37						速報は、口頭で連絡する。
	災害防止協議会活動記録							
	店社パトロール実施記録	土木工事安全施工技術指針・労働安全衛生法第28条の2他						
	安全巡視、TBM、KY実施記録							
	新規入場者教育実施記録							
施工管理	使用機械、車両等点検記録	建設機械施工安全技術指針						
	工程施工表	共通仕様書1-1-31						ただし、電子納品でない場合は紙による提出。
	出来形管理	出来形成果表	共通仕様書1-1-26					出来形測量を基に出来形数量を算出し、設計値と実測値を対比する。
	出来形図	共通仕様書1-1-26						
	出来形管理図表	共通仕様書1-1-26,27						測定数が10点未満の場合は作成不要。
	出来形管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-26,27						監督・検査において使用することが無いため不要。
	ヒストグラム(出来形)	共通仕様書1-1-26,27						監督・検査において使用することが無いため不要。
品質管理	各種試験データ資料	共通仕様書1-1-26,27						
	品質管理図表	共通仕様書1-1-26,27						測定数が10点未満の場合は作成不要。
	品質管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-26,27						品質管理図表に含まれるため削除。
	ヒストグラム(品質)	共通仕様書1-1-26,27						測定数が10点未満の場合は作成不要。(ただし、特殊な場合(ダムコンクリート等)を除く) 従来は5点未満が不適
写真管理	工事写真(概要版)	共通仕様書1-1-26,27						
	工事写真	共通仕様書1-1-26,27		O				
支給品貸与品現場発生品	支給品精算書	共通仕様書1-1-22						支給品がある場合に提出する。
	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-22						建設機械の貸与がある場合に提出する。
	現場発生品調書	共通仕様書1-1-23						現場発生品がある場合に提出する。
	要求書	共通仕様書1-1-22						支給品、貸与品は、設計図書に明記しており、受注者からの要求書は不要。
	支給材料受領書	契約書第15条3項						支給品を受領した場合に提出する。
	建設機械借用返納書	契約書第15条3項						建設機械の貸与がある場合に提出する。
その他	材料納入伝票	共通仕様書2-1,2 契約書第13条						
	建退共実績報告書	共通仕様書1-1-49						<b>様式の変更</b>
	建退共証紙受払資料							受払簿、出面表、辞退届について検査時に提示する。 実績報告書の提出
	社内検査報告書							
	イメージアップ	特記仕様書						イメージアップ対象工事の場合に提出する。実施内容は施工計画書に記載しする。
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	特記仕様書						高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる。
	新技術活用関係資料	特記仕様書						新技术(NETIS)実施工事の場合に提出する。請負者提案の場合は監督職員へ提出する。
	工事完成図書納品書							
	特記で提出が明記されている資料							

### 運搬管理表の様式（例）

## 運搬管理表

工事名		現場代理人	監理(主任) 技術者
工事番号			
運搬物の 名称・規格			

注1) 本様式は例示である。

注2) 日付欄は、運搬1回、1車両毎に運搬日を記入する。

注3) 両車両の車検証に記載されたものを記入する。

(計量器等により重量が明確である場合は重量を記入。)

注5) 日合計欄は、日付欄で記入した同一日付の最下段に日合計を記載する。

注6) 出荷時間欄及び現着時間欄は、レディ-バキストコンクリートの場合に記入する。  
注7) 品質管理欄は、レディ-バキストコンクリートの場合に品質管理試験箇の実施の有無を記入する。

品質管理欄は、品質試験等の実施の有無を記入する。ナシコ

記入欄に記入する。運送業者に記入する。運送業者に記入する。  
番号欄に記入する。番号欄に記入する。番号欄に記入する。

注9) 出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等については、監督職員の請求があった場合に遅滞なく提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

## 運搬管理表の記入例 1（生コンクリートの例）

## 運搬管理表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任) 技術者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇		
運搬物の 名称・規格	レディーミクストコンクリート (18-8-40 高炉)		

### 運搬管理表の記入例1（生コンクリートの例）

## 運搬管理表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任) 技術者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇		
運搬物の 名称・規格	コンクリート殻(無筋)		